

## 健全化判断比率と資金不足比率について

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全度を測る4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業の資金不足比率について算定し公表します。

いずれかの指標が「早期健全化基準」（＝黄色信号）以上になると、町議会で「財政健全化計画」を議決し、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとなります。また、「財政再生基準」（＝赤信号）を超える指標がある場合はいわゆる「財政破綻」と見なされ、国などの関与による財政再建に取り組むこととなります。

令和4年度決算に基づく町の健全化判断比率等はいずれも基準値以下の水準を保っています。

### 健全化判断比率等

指標	年度	宇美町	早期健全化基準 (黄色信号)	財政再生基準 (赤信号)
<b>実質赤字比率</b> 標準財政規模に対する一般会計等の 実質赤字額の割合	R2	赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。	13.91%	20.00%
	R3		13.79%	
	R4		13.81%	
<b>連結実質赤字比率</b> 標準財政規模に対する全ての会計の 実質赤字額（または資金不足額）の割合	R2	赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。	18.91%	30.00%
	R3		18.79%	
	R4		18.81%	
<b>実質公債費比率</b> 標準財政規模等を基本とした額に対する 実質的な公債費（町の借金返済金）に 充てられた一般財源額の割合 （3カ年平均）	R2	7.7%	25.0%	35.0%
	R3	7.5%		
	R4	7.1%		
<b>将来負担比率</b> 標準財政規模を基本とした額に対する 一般会計等が将来負担すべき実質的な 負債額の割合	R2	0.6%	350.0%	/
	R3	—		
	R4	—		
<b>資金不足比率</b> 公営企業（上水道・下水道事業）に おける資金不足額の事業規模に対する 割合	R2	赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。	20.0%	/
	R3			
	R4			

※標準財政規模：地方公共団体の財政規模を比較するための数値として、地方税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源の額を全国統一的な算式により算出したもの。